

## (案)

令和8年度ホテルブリランテ武蔵野に関する福利さいたま等デザイン等作成業務委託

公立学校共済組合埼玉支部（以下、「甲」という。）及び株式会社●●（以下、「乙」という。）は、令和8年度ホテルブリランテ武蔵野に関する福利さいたま等デザイン等作成業務委託（以下、「本業務」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

### （契約の内容）

第1条 甲は、次のとおり本業務を乙に発注し、乙はこれを請負うものとする。

2 前項の内容は、別添「ホテルブリランテ武蔵野に関する福利さいたま等デザイン等作成業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

### 3 契約金額

#### （1）デザイン

カラー A5 1ページ単価 ●●●●円

カラー A4 1ページ単価 ●●●●円

カラー A3 1ページ単価 ●●●●円

#### （2）印刷

両面カラー A4 1部単価 ●●●●円

両面カラー A3 1部単価 ●●●●円

#### （3）写真撮影

写真撮影 1回 ●●●●円

※ 消費税及び地方消費税額は別途計上する。

4 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### （契約保証金）

第2条 契約保証金は、次のとおりとする。

地方公務員等共済組合法施行規程第32条第1項但し書により免除

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第4条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

### （納入の方法等）

第5条 乙は、デザイン、印刷物及び撮影写真（以下、「物品等」という。）を仕様書のとおり納入しなければならない。

2 乙は、物品等を納入したときは、速やかに書面によりその旨を甲に届け出なければならない。

## (案)

### (検査)

第6条 甲は、前条第2項の規定による届出を受けた日から、10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは新たに修正し、改めて、納入しなければならない。

3 前項の規定により、修正した場合には前条及び第1項の規定を準用する。

### (所有権の移転及び引渡し)

第7条 物品等の所有権は、当該物品等の全部が前条第1項の検査に合格したときに乙から甲に移転するものとし、同時に、その物品等は甲に引き渡されたものとする。

### (代金の支払い)

第8条 乙は、第6条第1項の検査に合格した後に甲に代金請求書を提出するものとし、甲は適法な代金請求書を受領した日から30日以内に請求金額を乙に支払うものとする。

2 状況に応じて仕様書の物品等の発注内容を変更する場合がある。その際には、成果物に相応する金額のみを支払うものとする。

### (危険負担)

第9条 納入した物品等の所有権が甲に移転する前に物品等について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によって生じた損害は、甲の負担とする。

### (契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された物品等の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物品等の修補又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて、契約の解除や代金の減額を請求できる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき。

(3) 物品等の性質又は、当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

### (契約不適合責任期間)

第11条 乙が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品等を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、物品等を甲に引き渡したときにおいて、乙が不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

### (納入期限の延長)

## (案)

第12条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、納入期限までに物品等を納入することができない場合は、その事由が発生した後速やかにその理由、納入の予定日等を記載した書面により、甲に納入期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、前項の申し出を受け、その内容が正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

### (違約金)

第13条 乙が、物品等の納入が、納入期限後になったときは、納入期限の翌日から物品等を納入した日までの日数に応じ、契約金額に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 乙は、第6条第2項の規定による修正をした場合において、当該修正した物品等の納入が納入期限後になったときは、当該修正を要した物品等の納入の日（その日が納入期限以前であるときは、当該納入期限）の翌日から当該修正後の物品等の納入の日までの日数に応じ、当該修正を要した物品等の金額に年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

3 前項の規定による違約金の額の算定については、物品等（第6条第2項の規定による修正をした物品等を含む。）の納入の日の翌日から第6条第1項の検査の完了までの日数は、算入しないものとする。

4 第1項及び第2項の規定により算定した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。

5 甲の責めに帰すべき理由により、第8条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、乙は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (契約の変更)

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

### (甲の催告による契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

### (甲の催告によらない契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、ただちにこの契約を解除することが

## (案)

できる。

- (1) 第3条の規定に違反して業務委託債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約の債務の一部の履行が不要である場合、またはその責務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (6) この契約の受託した業務の性質又は、当事者の意思表示に良い、特定の日時又は、一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその責務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかとなるとき。
- (8) 正当な理由がなく甲の行う第6条第1項の検査に協力しないとき、又は当該検査を妨げたとき。
- (9) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (10) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下、「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がア～オまでのいずれかに該当することを知りながら、当会社と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がア～オまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して解約を解除

## (案)

することができる。

(乙の損害賠償義務)

第 17 条 乙は、第 15 条及び前条第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の理由が乙の攻めに帰することができない者であると甲が認めるときは、この限りではない。

(1) 契約保証金が免除されているとき 乙は委託金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

(2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は甲に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が委託金額の 10 分の 1 に相当する額に満たないときは、乙は、その不足額を違約金として甲の請求に基づき甲に支払わなければならない。

2 乙は、第 15 条及び前条第 1 項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が乙からの申入れに基づくときは、甲が当該申入書の提出を受けた日）までの日数に応じ、契約金額に対して年 2.5 パーセントを乗じて得た額を違約金として甲及び乙に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が 100 円に満たない場合及び当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲及び乙が認めるときは、この限りでない。

3 前項第 2 項の場合において、甲に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、乙は、その超える額を甲の請求に基づき速やかに甲に納付しなければならない。

4 第 15 条及び前条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第 18 条 この契約に関し、乙が次の各号にいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下、「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号においては「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁

## (案)

止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた機関及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われた者であり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙は、第2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年2.5パーセントを乗じて得た額の遅延利息を甲及び乙に納付しなければならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

- 第19条 乙は、乙又は乙の再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。
- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（事業者調査への協力）

- 第20条 甲が、この契約に係る甲及び乙の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳またはこれに類する帳簿の写し（甲及び乙に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（疑義等の決定）

- 第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上それぞれその一通を所持するものとする。

(案)

令和8年4月1日

甲                    さいたま市浦和区高砂3-15-1  
                         公立学校共済組合埼玉支部  
                         支部長 日吉 亨

乙                    住所  
                         会社名  
                         代表者職 氏名

## ホテルブリランテ武蔵野に関する福利さいたま等デザイン等作成業務委託仕様書

### 1 実施概要

公立学校共済組合埼玉支部（以下、「甲」という。）が発行する広報誌及び各種パンフレット等（以下、「広報誌等」という。）に関する以下の業務を請負者（以下、「乙」という。）は行う。なお、広報誌等の内容は公立学校共済組合埼玉宿泊所「ホテルブリランテ武蔵野」に関するものに限る。

- (1) 広報物のデザイン
- (2) 広報物の印刷
- (3) 写真撮影

### 2 成果物の仕様について

別紙「令和8年度作成業務一覧」（以下、「作成一覧」という。）のとおり。ただし、状況に応じて仕様書の成果物の発注内容を変更できるものとする。また、その成果物の実費のみの金額を支払うものとする。

### 3 デザイン等について

- (1) 作成一覧の中の広報誌等について、1案以上提出する。
- (2) キャッチコピー及び説明文等も作成費用に含めること。
- (3) レンタルポジを使用する場合は作成費用に含めること。

### 4 成果物の納品方法について

- (1) 作成一覧の「納品区分」のとおり納品すること。
- (2) 納品区分の「データ」はイラストレーター及びPDFで納品すること。
- (3) PDFはweb掲載できる形で納品すること。

### 5 その他

- (1) 写真は、原則として甲所有の写真を使用するものとする。
- (2) 乙所有の写真の使用は差し支えない。
- (3) 各デザイン制作時の文字校正は、3回（色の変更含む）程度とする。
- (4) 校正時に甲がデザイン・レイアウト等の変更を指示した場合は、乙は指示に従い修正すること。
- (5) 本仕様書の記載にかかわらず、本業務に伴い必要となる費用については乙の負担とする。

## 令和8年度 業務一覧

	納品区分	商品名	概 要				
			作成趣旨				
1	データ	福利さいたま	作成趣旨	公立学校共済組合埼玉支部の発行する広報誌「福利さいたま」へのホテルのPR情報の掲載			
			発行回数(年4回)	7月号	10月号	1月号	5月号
			サイズ等	A4 カラー 1ページ	A4 カラー 2ページ	A4 カラー 1ページ	A4 カラー 2ページ
			納品場所	埼玉支部及び埼玉宿泊所へ納品			
			納品日	5月中旬	8月中旬	11月中旬	3月中旬
2	データ及び印刷物	福利さいたま(挟み込み)	作成趣旨	公立学校共済組合埼玉支部の発行する広報誌「福利さいたま」に挟み込むホテルチラシ			
			発行回数(年4回)	7月号	10月号	1月号	5月号
			サイズ等	A4両面 カラー(2回) A3両面 カラー(2回) 各回15,000部 用紙:コート90kg 加工:(A4)なし (A3)2つ折り			
			納品場所	データ:埼玉支部及び埼玉宿泊所へデータで納品 印刷物:指定課所及び福利課、埼玉宿泊所 印刷物の納品日は別途指定			
			納品日	データ:5月下旬 印刷物:6月中旬	データ:8月中旬 印刷物:9月中旬	データ:11月中旬 印刷物:12月中旬	データ:3月中旬 印刷物:3月下旬
3	データ	福利のしおり	作成趣旨	公立学校共済組合埼玉支部の発行する「福利のしおり」へのホテルのPR情報の掲載			
			発行回数	年1回			
			サイズ等	A5 カラー 8頁程度			
			納品場所	埼玉支部及び埼玉宿泊所へデータで納品			
			納品日	3月上旬			
4	データ	通知等チラシ	作成趣旨	公立学校共済組合埼玉支部の発行する通知に挟み込むチラシ			
			発行回数	9月			
			サイズ等	チラシ:A4両面 カラー			
			納品場所	埼玉支部及び埼玉宿泊所へデータで納品			
			納品日	7月下旬			
5	データ	写真撮影	内容	ホテルに関する写真撮影(料理、施設、ウエディング等) 1日撮影、枚数制限なし			
			撮影回数	年4回			
			納品場所	埼玉支部及び埼玉宿泊所へデータで納品			
			納品日	指定する日			

※ 納品日は目安です。詳細は別途連絡します。

※ 作成内容や回数については、状況により変更する場合があります。

※ デザインの「データ」はイラストレーター及びPDFで納品すること。